⑷　まいわし

（単位：トン）

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000
長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

（注１）資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

（注２）上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	12,000
静岡県	8,000
三重県	30,000
和歌山県	6,000
島根県	22,000
長崎県	23,000

⑶　まいわし

（単位：トン）

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000
長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

注　資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

（新設）

（新設）